

**第12回・第13回計画部会における
委員・専門委員からのご意見への各省対応案**

**2018年5月21日
第48回PFI推進委員会**

○ご意見

No.	テーマ	ご意見	ご発言者	第12回計画部会における省庁からの発言	担当省庁	担当省庁における対応案
1	広域化・プラットフォーム	広域化を進めていく上で、プラットフォームでどのような取り組みをしていくか重要となる。	赤羽専門委員	【国土交通省】 ブロックプラットフォームではサウンディング等で具体的な案件形成力を今後強化していきたい。その中で広域的な取り組みも後押しできればと考える。	内閣府 国土交通省	広域化の機運醸成も目的に地域プラットフォームへの地方公共団体の参加を広域的なものとしてきたところ。今後は、広域化による効率向上の事例紹介等を所管省庁との連携により実施していく予定。
2	プラットフォーム	地域・ブロックプラットフォームは、形成がゴールではなく、如何に案件化や広域化等の本来のゴールに繋げていくかが重要であるので、その観点(案件化への実現のためのマイルストーン管理)からPDCAを行っていくべき。	赤羽専門委員		内閣府 国土交通省	プラットフォームを通じた案件形成そのものを目標とするべく、内閣府と国土交通省で連携を図っていく。
3	広域化	広域化の論点を内閣府が取り纏めるべきである。	赤羽専門委員		内閣府	広域化については、PPP/PFI推進の所掌を超えているため、計画部会でご意見頂いたことを関係省庁に情報共有する。なお、現アクションプランに既に推進施策を掲げている(進捗状況表No.26,28等)ので、それらの取組を着実に実行してまいりたい。
4	広域化	広域化の重要性についてのメッセージ等を国から発信してもらえるとありがたい。	佐々木専門委員		内閣府	例えば汚水処理については平成30年1月に通達を発出する等、各省庁・個別事業分野でメッセージ発信を行っており、今後も必要に応じた取組を進めて頂くよう各省庁と連携を図っていく。
5	広域化	小規模自治体への普及を図るため、複数自治体による広域化のモデル作りが必要であるため、ブロックプラットフォーム等を活用した複数自治体間の対話の促進、共同発注等の事業実施方法の類型化、民間提案を想定したプロセス設計、モニタリング体制のあり方、複数自治体に関与する場合の留意点の整理等を検討してほしい。	石田専門委員		内閣府 国土交通省	内閣府の支援事業等を活用して、民間提案を想定したプロセス設計等の検討をしていく。 「官民連携モデル形成支援」により、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題克服に資するモデルの形成を図る。
6	地域力	小規模自治体への普及を図るため、地元企業を中心とする地域完結型のモデル作りが必要であるため、規模に見合った簡易的なプロセス検討、地元企業の啓発・ノウハウ形成支援、自治体出資も含めた多様なPPP手法の整理、事業特性等を踏まえたリスク分担の整理、成功事例の普及を検討してほしい。	石田専門委員		内閣府 国土交通省	内閣府の支援事業等を活用して、地元企業の啓発・ノウハウ形成支援等を実施していく。 「官民連携モデル形成支援」により、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題克服に資するモデルの形成を図る。

7	官民対話	PPP/PFI推進にあたり、民間にノウハウが蓄積されていないようなことをさらに任せるためには、リスク分担等を管理者と事業者でしっかりと話し合うことができるようにするなど、官民対話のあり方に工夫が必要ではないか。	財間専門委員		内閣府	内閣府の支援事業等を活用して、官民対話の推奨によって民間のノウハウや意見を企画・仕様に反映させていく事例を創っているところであり、また、事例も収集しているところである。現アクションプランの進捗状況表No.22に記載する以下取組案をアクションプランに記載予定。 『官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。(平成30年度から)＜内閣府＞』
8	高度専門家派遣	高度専門家によるアドバイス事例については、支援を受けた自治体以外にも活用可能である有意義な情報が含まれていると思うので、広く情報共有を図っていくべきである。	赤羽専門委員		内閣府	内閣府の支援事業等を活用して、事例を創っているところ、また、事例を収集しているところであり、一定の知見が収集されたところで広く情報共有につとめたい。以下を改定アクションプランに記載予定。 『高度専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。(平成30年度から)＜内閣府＞』
9	PRE	公的不動産を活用する際、廃校等はコミュニティビジネスというミクロな世界で動かしていく必要がある。このためにはボトムアップ的な取り組みが必要であるため、内閣府で地方創生に関する施策を進めていると思うがそれと抱き合わせにする形で推進していくことが必要ではないか。	大西専門委員		内閣府	内閣府地方創生推進事務局では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」に基づき、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進するため、これまで取りまとめた、地方都市における稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」や地方創生に資する不動産流動化・証券化事例集の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国展開を図っているところ。地方創生に資する公的不動産の有効活用の推進という観点から、府内で連携を図っていく。 内閣府PPP/PFI推進室では、上記事例集をプラットフォームで周知を図る等、府内で連携を図り、地方創生に資する公的不動産の有効活用を推進していく。
10	PRE	市場性の低い公的不動産は活用がなかなか進まない。コンパクトでネットワーク化されたまちづくりとコミュニティの活性化が必要だという課題認識の中で、学校跡地等の活用に悩みを抱えているため、成功事例の分析やマニュアルを示してもらえると進めやすくなるのではないかと考える。	佐々木専門委員		内閣府	新たに掲げる取組案No.4(市場性の低いPRE活用の成功エッセンス抽出)に対応する。以下を改定アクションプランに記載予定。 『特に市場性の低い地域の低未利用公的不動産は、有効活用が困難であるので、経験値の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成30年3月に改定した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き」の周知等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るような環境の整備を進める。(平成30年度から)＜内閣府・国土交通省・関係府省＞』
					国土交通省	まちづくりと公的不動産の連携については、平成26年4月に「まちづくりのための公的不動産(PRE)有効活用ガイドライン」を策定し、学校跡地の活用事例についても掲載している。また平成28年9月にはコンパクト・プラス・ネットワークに関する先行的取組事例集をとりまとめ、学校跡地を活用した富山市・宇治市・市川市の取組を公表している。さらに、平成29年5月にはコンパクト・プラス・ネットワークの効果が期待できるモデル都市を選定・公表し、学校跡地を活用して都市機能の集約化を図った和歌山市の事例を紹介している。今後もまちづくりと公的不動産の連携についてモデル的な事例の横展開を図っていく。 また、今般改訂した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き」において、従前から活用されていない公的不動産や今後の公共施設の集約・再編により生じる余剰地等について、民間事業者による不動産証券化手法等の導入を想定した上で、PREの民間活用の進め方等について解説している。
					文部科学省	廃校活用事例集を作成し、有効活用事例の検討プロセスや活用方法について、各種説明会において普及啓発を行っているところ。

11	優先的検討	人口規模に係らず、PPP/PFI導入の効果があると考えられる事業については、VFMを省略できるようにした方が事務的な負担が少なくて済む。	佐々木専門委員		内閣府	新たに掲げる取組案No.1(新手法開発の検討)で対応する。以下を改定アクションプランに記載予定。
12	優先的検討	自治体が事業検討を行う際の効率化を図るため、実務上最初のハードルになっているVFM計算の改善が必要である。事業実施判断の際に、民間収益事業の地域活性化効果を一層重視するスタンスを明示しては如何か。	清水専門委員		内閣府	『具体的な案件形成が実際に進むように実施主体の経験に応じた支援・情報の横展開を行うとともに、実施主体の負担を軽減する柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。(平成30年度から)<内閣府>』
13	優先的検討	取組番号2について、優先的検討でPPP/PFI不採用と判断された事業の不採用理由を分析し、障壁になっているポイントを明確化することが必要ではないか。	清水専門委員		内閣府	現在もアンケートやヒアリングを通じて現状把握に努めており、ご意見に留意した上で、現アクションプランの施策No.2(運用上の課題抽出)を進めてまいりたい。
14	公共施設等総合管理計画・個別施設計画	公共施設等総合管理計画の策定はほぼ完了したが、その後当然に進められるべき実行及び前段階である個別施設計画の策定が緩んでいるように思われる。個別施設計画が総合管理計画と整合性を持ち将来サステナブルなものにするため、整合性の取れた個別施設計画を策定・公表すべきというメッセージを総務省または内閣府から出す必要があるのではないかと。総合管理計画はそもそも将来更新費用の不足を解消できるように実行すべき計画であるので、総務省からあらためて総合管理計画の趣旨を再確認するメッセージの発信を検討してほしい。	根本部会長代理	【総務省】個別施設計画は総務省所管でないため、総務省からのメッセージ発信は相応しくないのではないかと。	総務省	各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を平成30年2月に改訂したところであり、各種会議等の機会を捉え、その趣旨を徹底していきたい。
					内閣府	経済・財政一体改革推進会議(平成29年12月)で、個別施設計画の策定の進捗にあわせ、総合管理計画の見直し・充実化を図ることを確認した。
15	公共施設の非保有	公共施設を保有しないことの意義についての検証を行い、保有しないことの意義が確認できる分野については、リース活用時の補助金のイコールフットディングを検討すべきである。	根本部会長代理		内閣府	保有しないケースの事例を今後情報収集する中で、保有しないことの効果や問題点等を整理し、情報提供が相応しい事項については地方公共団体に分かりやすく情報提供する。
16	公共施設の非保有	公営住宅や学校は借上げや賃借でも良いことになっているが、補助金上不利である。補助金を考えれば自治体は自分で資産を持った方が良いことになるので、リース活用時のイコールフットディングを検討すべきである。	根本部会長代理		内閣府	
					国土交通省	公営住宅の借上方式の場合、整備費の一部と入居者の家賃低廉化に対し補助を実施している。
					文部科学省	学校施設の有効活用という点においては、市民体育館や民間プールを活用している等、資産形成に抛らない活用事例もあり、これらについて紹介しているところ。
17	公共施設の非保有	公共施設を保有しないことの意義と課題について、管理者等や住民の理解を深めるための取組が必要ではないか。	石田専門委員		内閣府	保有しないケースの事例を今後情報収集し、保有しないことの効果や問題点等を整理する。また、情報提供が相応しい事項については地方公共団体に分かりやすく情報提供する。

18	分析	導入がすまない自治体について地域の実情の把握や進まない理由分析をして、それを展開していくことが必要。	財間専門委員		内閣府	
19	分析	民間事業者にとってはリスクの分析や利益を創出し続けられるかのシミュレーションが重要。そういった対応のためにこれまで不十分であった情報等はないかの検証が必要。その上で官民がリスク分担して最終的な合意形成までのステップが踏めるようにするための情報整備が必要である。	鈴木専門委員		内閣府	新たに掲げる取組案No.9(期間満了案件の効果検証)で対応する。以下を改定アクションプランに記載予定。 『事業期間が満了したPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証するとともに、まだ多くの地方公共団体でPPP/PFI事業の導入が進まない理由を分析する。(平成30年度から)<内閣府>』
20	分析	資料Aにおける期間満了案件の検証は非常に重要。その上で、プラスの面とマイナスの面を合わせて公開することで自治体の不安を和らげることが可能であり、また効果がある分野についてはVFMの計算の省略を認めるなどのメリハリをつけた推進にもつながるのではないか。	大西専門委員		内閣府	
21	情報展開	経験値の少ない自治体職員にも分かりやすいような情報提供を心掛けるべきであり、例えば動画の活用や事業実施のプロセスを自治体の職員目線で追体験できるような解説の仕方を工夫すべきである。	清水専門委員		内閣府	昨年12月の課題整理で頂いたご指摘を受けて、現在も経験の少ない自治体職員にも分かりやすいような情報提供を進めており、現アクションプランに掲げる情報提供関連の施策を進める中で留意する。
22	コンセッション	全体の方針に異論ないが、個別論点として、コンセッション推進の上で、全ての事業分野に共通した方法論を提唱することは危険ではないか。特に観光系をはじめとするソフト面の充実が必要な事業分野では、地域や現場の実情を踏まえて効果を検証していく対応が求められるのではないか。	廻専門委員		内閣府	各事業で地域や現場の実情を踏まえた検討がなされるよう、管理者等と密にコミュニケーションを図っていくことで実務的に対応を進めていく。
23	コンセッション	コンセッション事業の件数目標が「具体化」とされているが、「実施方針の発表」と明確化すべきである。	江口専門委員		内閣府	整理中
24	水道	上下水道事業分野においても、北海道内7空港コンセッションの事例を参考に、一つの民間事業者が複数の地方自治体とコンセッション方式の事業契約を個別に締結することによって、実質的に広域化と同じ効果を得ることが可能になるのではないか。	白石専門委員		厚生労働省	御指摘のような方法も考えられるが、水道事業においては、いまだ、コンセッション方式を導入した事例がないことから、まずは、水道法の一部を改正する法律案の早期成立を図り、改正法に基づく取組を進めていく。
					国土交通省	ご指摘の通り、コンセッションの推進により広域化・共同化を結果的に進められる可能性も想定されるため、コンセッションと広域化・共同化は並行して推進。
25	水道	上下水道は人口減少が事業継続に強い影響を及ぼすため、コンセッションを推進していく上ではそれへの対応案を国で考える必要があるのではないか。	江口専門委員		厚生労働省	人口減少に伴う料金収入の減少等水道を取り巻く課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、水道法の一部を改正する法律案を今国会に提出した。コンセッションの導入に当たっては、人口減少を踏まえて、地域の実情に応じ、料金の枠組みやリスク分担等を決定する必要があり、同法律案の成立後、こうした留意事項についてガイドライン等において示していく。
					国土交通省	人口減少の状況下でコンセッションを推進するためには、広域化・共同化による事業性改善が重要と認識。広域化・共同化の取組として、全ての都道府県に対して平成34年までに「広域化・共同化計画」策定を要請。

26	水道	公営企業であるにもかかわらず更新財源が不足するのは料金を低く抑えてきたためであり、上下水道における料金の適正化はPPP/PFI以前の問題として必須であることはしっかりと明示する必要がある。	根本部会長代理		厚生労働省	今国会に提出した水道法の一部を改正する法律案においては、水道事業者等は、施設の更新需要を含むその事業の収支の見直しを作成し公表するよう努めなければならないこととし、また、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならないことを明示することとしている。
					国土交通省	下水道使用料適正化に向け、使用料算定の参考基準となる「下水道使用料算定の基本的考え方」を見直し、将来の更新需要の増大に備えて使用料対象経費に資産維持費を位置づけ、各自治体宛周知を図っている。具体的には、事務連絡の発出、下水道経営支援アドバイザー制度の創設による研修会等の実施に取り組んでいる。また、使用料の適切な見直し等に資する公営企業会計の導入促進のため、平成30年度から公営企業会計適用又はその検討を社会資本整備総合交付金等の交付要件化、自治体ごとに下水道事業の中長期の収支見直しを推計できるモデル(Model G)の開発及び提供、等の取組も実施。
27	水道	上下水道コンセッション推進のため、コンセッション導入と広域化を着実かつ合理的に進めるためのプロセスを示す手引書の作成が必要ではないか。	清水専門委員		厚生労働省	水道事業の広域化については、「水道広域化検討の手引き」等を示しており、また、コンセッションについては、水道法の一部を改正する法律案の成立後、留意事項についてガイドライン等において示すこととしている。
					国土交通省	平成26年度に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」を作成・公表済。現在広域化事例集を作成しており、今後公表予定。また、先行して「広域化・共同化計画」策定に取り組む県の検討を支援しており、今後その成果を水平展開していく予定。
28	水道	広域化が各事業にとって真に望ましいものであるならば、誘導するようなインセンティブ措置を所管省庁は検討すべきである。特に上下水道について現在の見解を報告頂きたい。また、自治体に跨る話であるので、総務省からも広域化の推進策をどのように考えているのか教えてほしい。	赤羽専門委員		厚生労働省	水道事業の広域化を推進するため、市町村域を越えて水道事業の広域化を実施するにあたり必要な施設整備のうち、一定の要件を満たすものに対する財政支援措置を設けている。
					国土交通省	地方公共団体における下水道事業の広域化の取組に対して、平成30年度より社会資本整備総合交付金において、計画策定から取組までを総合的に支援する下水道広域化推進総合事業を創設。
					総務省	上下水道の広域化の推進については、各所管省庁の取組と連携するとともに、総務省としても、地方公共団体に対し、先進・優良事例を周知しつつ、検討を促しているところ。
29	道路	道路はずっと検討中というステータスがかわっていない。マイルストーンを設定し、年限を区切った目標を立てることが必要ではないか。	江口専門委員		国土交通省	当該取組については、2018年3月30日に策定された中央区基本計画2018において、「建設後50年以上が経過し、老朽化が進む首都高速道路都心環状線の築地川区間の更新と合わせた沿道のまちづくりの機会を捉えながら、首都高掘割空間の蓋かけにより、現在分節されている銀座と築地のまちをつなぐ、快適かつ良好な新たな都市空間を創出する検討を行ってまいります。」と位置づけられたところであり、年限は設定できない。 引き続き、関係者間で検討し、取組を進めてまいります。
30	道路	アクションプランP22では「愛知県道路公社の先行事例の成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めた横展開を図る。(平成28年度から)」と記載されているので、2年間で情報提供を図った団体数や手段(セミナー等)、その効果を説明してほしい。	赤羽専門委員		国土交通省	横展開については国交省や愛知県、県道路公社、コンセッション会社が平成28年度に26件、平成29年度に35件行っており、主にブロックプラットフォーム等における資料配付やコンセッション事業推進セミナーでのプレゼン等を行い、自治体等の関係者に対して情報提供を行っている。
31	文教施設	文部科学省所管事項については、積極的にコンセッション・PFI事業を推進して頂いているが、新たに施設を整備するだけでなく、動物園・水族館・植物園等の既存文教施設にも活用を図るべきであるというメッセージ発信を検討してほしい。	根本部会長代理		文部科学省	文科省における有識者検討会報告書や、委託事業により作成した導入の手引きにおいて、コンセッション事業は既存施設に活用可能であること、一定程度公費を負担する混合型でも十分に導入する意義があること等を解説し、周知を図っているところ。 旧奈良監獄については、重要文化財施設ではあるが、耐震改修工事を含めたコンセッション事業となっており、当該事例について周知を図っているところ。

32	PDCA	総論としてPDCAのCが不足しているため、その点を管理する視点がないと、次年度へのActionも立てにくく、資料3-2は改善する必要がある。また、道路や上下水道等で情報の横展開を図るという報告があったが、Cが不足している点は、それらの事業分野の進捗があまり芳しくないことから重要であると思う。	赤羽専門委員		全省庁	各施策に対する各省庁評価を進捗状況表に追加することで対応。(委員・専門委員に3/27送付)
33	PDCA	方向性については異論無いが、施策の定量的な評価や、いつまでにどのようなアウトプットをしっかりと明示することが必要ではないか。	小森専門委員		全省庁	各施策に対する各省庁評価を進捗状況表に追加することで対応。(委員・専門委員に3/27送付)
34	PDCA	いつまでに何をやるかということが把握できるようマイルストーンの設定が必要ではないか。例えば、資料1のコンセッションの進捗について、担当省庁名も入れて、競争が働くような仕組みにして進めていくことが必要ではないか。	江口専門委員		内閣府	コンセッションの詳細な進捗状況表を第13回計画部会にて報告すると共に、最終成果物として作成するPDCA資料とすることで対応。
35	PDCA	周知施策については、そもそも周知自体が目的ではなく、如何に案件化に繋げていくかが重要であるので、周知行為をしたからと言って、A評価というのは違和感を覚える。今後は、その観点(案件化への実現のためのマイルストーン管理)でPDCAを行っていく必要があるのではないかと。	赤羽専門委員		内閣府	
36	PDCA	1. 全体的に、プランで掲げられた具体的なアクションを行ったというだけで、達成あるいはAの評価となっており、そのアウトプットとして何が得られたのかという観点からの評価ができていないように思います。「支援を行う」「周知する」「プラットフォームと構築する」というのは、あくまでも望ましいPFI/PPPを推進するための手段にすぎません。前回の計画部会でも、PDCAのCAがないというコメントがありましたが、Doしたかどうかのみを評価指標としているためです。もちろん、支援、周知、プラットフォームなどの手段を講じないと何も始まらないので、これらの実施をもって進捗評価することは、第1段階としては理解できます。しかし、これらの仕組みが整えば、評価ターゲットを次の段階、すなわち、よりアウトプットに近い指標に変更する必要があるように思います。 2. 評価指標を変更すれば、各アクションの効果がどれだけあるのか、課題はどこにあるのかといった、より具体的な議論が可能になります。しかし、こうした評価を行うためには、例えば、周知活動のためのセミナーでアンケートを毎回実施したり、支援事業のフォローアップ調査を実施したりする必要があります。すべてのアクションに対して実施するのは、コストがかかりますが、事例研究的に、掲げられたいくつかのアクションに絞って詳細な調査を行うことも考えられると思います。	大西専門委員		内閣府	ご指摘を踏まえて、今後は各施策の本来の目的(認知度向上・実際の検討行為促進・案件化実現等)をより意識し、実施可能な対策から各省庁で実施するよう内閣府は各省庁と連携を図っていく。

発言者	発言内容	当日の各省回答	担当省庁	各省回答		
				対応方針 (アクションプランへの記載の是非)	アクションプランへ記載する場合の 記載文章案	
石田 専門委員	資料2-2/P8の 3.(1) 【優先的検討 & 広域化】	実施主体の裾野拡大に向けた負担軽減策は重要な取組だが、一方で小規模事業は民間が取り組みにくい面もあるので、広域的な案件形成に関しても言及してほしい。	(内) 対応する。広域化はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか検討したい。	内閣府	「3.(1)実効性のある優先的検討の推進」の具体的取組に追加する。 (石田専門委員No.1と根本委員No.1をセットで対応)	⑧具体的な案件形成が実際に進むように、実施主体の経験に応じた支援・情報(優良事例等)の横展開を図る。なお、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等を通じて手続きの簡易化が可能である旨を周知するとともに、広域化とPPP/PFIの検討を連携して行うことが有効となるケースも存在する旨も周知する。(平成30年度から)＜内閣府＞
	資料2-2/P9の 3.(2) 【プラットフォーム & 広域化】	プラットフォーム活用の中で、広域的な案件形成について言及してほしい。	(内) 検討する。	内閣府・国土交通省 (プラットフォーム担当)	現在も下記の記載をしており、今後取組を進めていく。 「一の地方公共団体の枠組みを超えたより広域的な地域プラットフォームの形成も促進し、PPP/PFIの活用を通じた事業の広域化等を推進する。」	-
	資料2-2/P10の 3.(2)⑥ 【プラットフォーム】	具体案件の形成に注力していくとの説明があったので、⑥について数値の目標設定を検討してほしい。	(内) 勉強段階のため、アクションプランへの記載は控えたい。	内閣府・国土交通省 (プラットフォーム担当)	「3.(2)地域プラットフォームを通じた案件形成の推進」の具体的取組に追加する。	①平成28年版で設定した地域プラットフォーム形成数及びブロックプラットフォーム(地方ブロック単位で形成されたもの)に参画する地方公共団体数の目標は達成した。今後は地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)への地方公共団体の参画を更に促進するとともに、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進するため、新たな目標値を設定する。(平成30年度末まで)＜内閣府・国土交通省＞
	資料2-2/P15の 3.(7) 【公共施設の非保有】	公共施設の非保有の議論を「(7)その他」に盛り込めないか。	(内) 対応する。広域化はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか検討したい。	内閣府	「3.(7)その他」に追加する。 (石田専門委員No.4と根本委員No.2と小森専門委員No.2をセットで対応)	③公共施設を保有しないケースの事例を収集し、公共施設の保有・非保有に関する整理・検討を行う。(平成30年度から)＜内閣府＞
赤羽 専門委員	1 PDCA全般	内閣府のプラットフォームや道路をはじめ各施策がどれだけ案件形成に繋がったかという観点から今後PDCAを行うようにする必要がある。	(内) 財政赤字はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか総務省と相談したい。 (総) 確かにご指摘の点はあると思う。 → (赤) 後日でいいので、教えてくださいますか。	内閣府	今後の評価を行う中で、適切な評価が可能となるように工夫する。	-
	2 資料1-2/No.28 【上下水道の広域化】	厚労省が水道法改正等で対応していく方針は理解し、現アクションプランにも記載されている部分はあるが、国交省は公営企業会計導入だけでは下水道料金の適正化は難しいと考えられるため、ご説明頂いた料金等についての考え方をしっかりと示していくことが重要ではないか。また、総務省も地方財政健全化の観点から自治体・公営企業の赤字・資金不足の分析の必要があると考えているが、現状そのような取組はしているか。	(内) 財政赤字はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか総務省と相談したい。 (総) 確かにご指摘の点はあると思う。 → (赤) 後日でいいので、教えてくださいますか。	総務省	地方公営企業の毎年度の決算や資金不足比率については、総務省として調査及び公表を行っているところ(例年9月末に公表)。 ※最新の公表資料を4月26日に赤羽専門委員へメールでご報告	-
	3 VFM	各プロジェクトの財政効率化貢献額を示す取組を自治体で実施するよう、メッセージをアクションプランに記載すべき。	(内) 対応する。広域化はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか検討したい。	国土交通省	「4.(2)重点分野と目標 ③下水道」の1点目を右記のとおり改定する。	下水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見通しを見直すための推計モデル(「Model G」)の活用を促進する。また、中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画の策定・公表について国において引き続きフォローアップを行う。(平成30年度から)＜国土交通省＞
				内閣府	ご指摘の通りVFMに税収等を含んでいない等の課題はある一方、自治体が各事業の歳出入効果を集計する場合、煩雑な集計業務に対して僅少な金額に止まるケースも多く存在するため、まずはご指摘の観点に留意した上で、今後期間満了案件レビューを実施し、成果等の周知を図っていくこととしたい。	-

江口 専門 委員	1	資料2-2/P16の注釈【重点分野のカウント基準】	重点分野の目標件数カウントについて、「実施方針の公表」と明確できない理由を教えてほしい。	(内) 近い年限で期限を決めた目標・地方自治の観点から、DD着手を具体化の基準で整理している。しかし、現在DD着手したものの、足踏みした案件もあるので、再整理の必要性も感じており、別の基準での目標設定も検討中。	-	-	-
根本 委員	1	資料2-2/P8の3.(1)【簡易化ガイドラインの周知】	PPP/PFIを採用しなかった理由に「時間的制約があった」とのアンケート結果を報告頂いたが、そもそも簡易化ガイドラインが浸透されていないことが原因と考える。については、情報の横展開の対象に「簡易化ガイドラインの有効活用を図る等」の文章を追加すべき。	(内) ご指摘の通り表現を工夫する。	内閣府	【再掲】 「3.(1)実効性のある優先的検討の推進」の具体的取組に追加する。 (石田専門委員No.1と根本委員No.1をセットで対応)	⑧具体的な案件形成が実際に進むように、実施主体の経験に応じた支援・情報(優良事例等)の横展開を図る。なお、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等を通じて手続きの簡易化が可能である旨を周知するとともに、広域化とPPP/PFIの検討を連携して行うことが有効となるケースも存在する旨も周知する。(平成30年度から)＜内閣府＞
	2	資料1-2/No.16【公共施設の非保有】	イコールフットリングが図られているの否かを質問した。実現できていないのであれば、その理由を、今後図る方向で検討するのであれば、その時期を教えてほしい。	(内) 勉強段階であり、どこまで可能か悩ましい。	内閣府	【再掲】 「3.(7)その他」に追加する。 (石田専門委員No.4と根本委員No.2と小森専門委員No.2をセットで対応)	③公共施設を保有しないケースの事例を収集し、公共施設の保有・非保有に関する整理・検討を行う。(平成30年度から)＜内閣府＞
	3	資料1-2/No.26【上下水道の料金適正化】	ご説明頂いた更新費等の話をアクションプランに記載してほしい。	(内) 厚労省・国交省と相談する。	厚生労働省	「4.(2)重点分野と目標 ②水道」の1点目を右記のとおり改定する。	・水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、中長期的な水道料金の見込み等が記載された事業計画の策定・公表状況について国においてフォローアップを行う。また、水道法の一部を改正する法律案において、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならないことを明示的に規定することとしていることから、同法律案が成立した場合には、法律案の趣旨を踏まえ、水道料金の設定状況について国においてフォローアップを行う。(平成30年度から)＜厚生労働省＞
	4	資料2-2/P11の3.(3)【公共施設等総合管理計画・個別施設計画】	⑤に個別施設計画の内容を踏まえて、総合管理計画を不断の見直しをする旨記載してほしい。	(内) 総務省と相談する。	国土交通省	「4.(2)重点分野と目標 ③下水道」の1点目を右記のとおり改定する。	下水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見直しを見直すための推計モデル(「Model G」)の活用を促進する。また、中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画の策定・公表について国において引き続きフォローアップを行う。(平成30年度から)＜国土交通省＞
清水 専門 委員	1	資料1-2/No.27【上水道コンセッション・広域化】	「水道広域化検討の手引き」は、まだコンセッション制度がなかった平成20年頃に策定されたものであるため、今後見直しを行う際には、民間活用の有効性や進めるための具体的方策を盛り込んでほしい。		厚生労働省	- (今後の「手引き」見直し時に留意)	
	2	資料2-2/P19の4.(2)②の2点目【上水道コンセッション・広域化】	現記載「広域化と併せ…」を、例えば「広域化を重要な契機としてコンセッション等の民間活用をしっかりと進める」のようにしては如何か。		厚生労働省	「4.(2)重点分野と目標 ②水道」の2点目を右記のとおり改定する。 「3.(7)その他」に追加する。	・水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業等の民間活用を強力に後押しする。(平成30年度から)＜厚生労働省＞ ④内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を厚生労働省及び総務省が連携して支援するとともに、水道事業の経営の持続可能性を確保するため、改正水道法の施行を見据え、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得る。(平成30年度末まで)＜厚生労働省・総務省＞

	3	資料2-2/P8の3.(1)⑧【優先的検討の負担軽減策】	民間収益事業の地域活性化効果も事業実施の際の判断指標とするのがよいのではという当初の意見に対しての回答である新規取組案No1は現状資料2-2/P8の3.(1)⑧に埋め込まれていると理解するが、元々の趣旨は人口20万人未満自治体に限るものではないため、書きぶりを工夫頂きたい。	(内)工夫する。	内閣府	・第13回計画部会資料時の⑧を2文に分け、①と②の間に移動(新②③に変更)する。 ・新③の負担軽減策の取組から、人口基準の記載を削除する。 (清水専門委員No.3と財間専門委員No.2をセットで対応)	②地域の实情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、経験の少ない地方公共団体にも分かりやすい情報の横展開を図る。(平成30年度から)＜内閣府＞ ③PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。(平成30年度から)＜内閣府＞
小森 専門 委員	1	資料2-2/P26の注釈【歳出入効果の単年度計上基準】	良い取組である。		-	-	-
	2	資料2-2/P15の3.(7)【公共施設の非保有】	石田氏の意見と重なるが、公共施設の非保有の記載がアクションプランにないのは違和感がある。検討中の取組を記載しては如何か？		内閣府	【再掲】 「3.(7)その他」に追加する。 (石田専門委員No.4と根本委員No.2と小森専門委員No.2をセットで対応)	③公共施設を保有しないケースの事例を収集し、公共施設の保有・非保有に関する整理・検討を行う。(平成30年度から)＜内閣府＞
	3	資料2-2/P12・13【官民対話・高度専門家派遣】	良い記載であり、残して頂きたい。		-	-	-
白石 専門 委員	1	資料2-2/P24【公営水力発電のコンセッション目標】	目標数値は、3発電施設とあるがどのような意味か？なお、鳥取県は3つの発電施設対象としたコンセッション事業だが、これを実施できれば目標達成ということになるのか？	(内)確認する。	(経済産業省)	※「件数」ではなく「施設数」で現状議論している旨を、4月17日に委員・専門委員へメールで報告 ※カウント基準は引き続き「発電施設数」であるものの、記載は「件数」とする方向で調整中である旨を5月10日の資料送付メールにて補足説明	(※「件数」で記載)
	2	資料1-2/No.37【公営ガス】	来年度以降にコンセッション目標を検討することはあるのか？	(経)大都市圏に対し、東北や北陸では参入者がまだ少ないこともあり、その状況も踏まえて今後検討していく。	-	-	-
財間 専門 委員	1	資料2-2/P15の3.(7)3点目【国交省/中小規模自治体の官民連携モデル形成】	本日の説明資料1-4のP4の文言を追加してほしい。	(国)検討する。	国土交通省	追加致します。	(前) 中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題克服に資するモデルの形成を図る。(平成30年度から)＜国土交通省＞ (後) 分野横断や広域連携による官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。(平成30年度から)＜国土交通省＞
	2	資料2-2/P8の3.(1)【優先的検討】	人口20万人以上・未済で支援等が異なるのであれば、記載順を分かりやすく変更してほしい。	(内)書き方は調整する。分けているのは規程策定を要請しているかどうか。	内閣府	【再掲】 ・第13回計画部会資料時の⑧を2文に分け、①と②の間に移動(新②③に変更) ・新③の負担軽減策の取組から、人口基準の記載を削除 (清水専門委員No.3と財間専門委員No.2をセットで対応)	②地域の实情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、経験の少ない地方公共団体にも分かりやすい情報の横展開を図る。(平成30年度から)＜内閣府＞ ③PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。(平成30年度から)＜内閣府＞